

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

NOVEMBER 2017 **171**

## トピックス

- ・平成29年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・横浜市「つづき健康フェスタ」開催報告

## 協会活動

- ・10月度月次活動報告

## 協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援  
セルフメディケーションアワード・健康(セルメ)川柳 作品募集案内  
「コンシェルジュマスター研修」ご案内  
健康サポート薬局研修案内  
介護情報提供員募集について  
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内  
各種アドバイザー養成講座募集案内  
ダブルライセンス認定制度実施  
日本ヘルスケア協会ご案内  
薬剤師賠償責任保険  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、文部科学省

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせることに

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

薬局、調剤における不正行為が後を絶ちません。ご周知のとおり、ある週刊誌では「薬局の正体」と題する大々的な特集を敢行し、追い打ちをかける状態となっています。特に、処方箋付替え不正行為に関しては、自主点検でないとしながら、その後に発覚するという信頼を著しく損なう結果となっています。われわれの自主点検につきましては、薬局個々からの回答率が全体の4割をきっており、残念ながら業界として「ゼロ宣言」をすることができませんでした。

どうしたら信頼を取り戻せるか、そしてドラッグストア業界に調剤拡大を推進できるか。ドラッグストア業界10兆円産業化には避けて通れない大きな課題です。

**JACDS**

## 日本チェーンドラッグストア協会 会報

### CONTENTS

No.171

2017.11

## ●トピックス

- ・平成29年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・横浜市「つづき健康フェスタ」開催報告

## ●協会活動

- ・10月度月次活動報告

## ●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳 作品募集案内
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## ●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、文部科学省、

表紙裏 日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則  
裏表紙裏 協会ホームページについて 事務局だより

## 平成29年度薬事功労者厚生労働大臣表彰 授賞式

当協会 社会貢献委員会 富山睦浩（サツドラホールディングス会長）とドラッグストアの薬剤師や登録販売者の研修を行っていただいている関係団体の（一社）日本薬業研修センターの川島光太郎 理事長のお二人が、薬事功労者として厚生労働大臣表彰を受けられました。

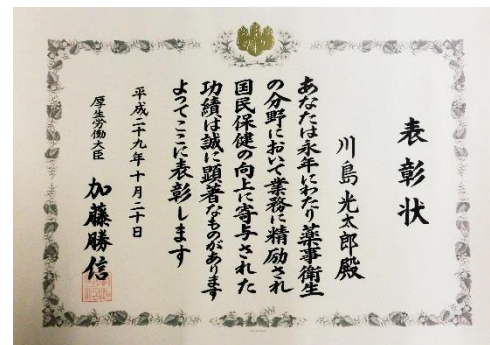
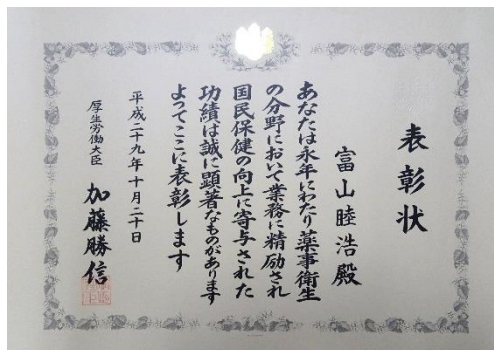
表彰式は10月20日（金）午後2時より厚生労働省の2階講堂で、（87名受賞）行なわれました。

冒頭、厚生労働大臣の代理で宮本真司医薬・生活衛生局長が挨拶をされ、その後表彰者一人一人の氏名が読み上げられ、各分野の代表者に表彰状が手渡されました。続いて、表彰者の代表者より謝辞が述べられ、最後に記念写真を撮り表彰式は終了しました。

これで7年連続の薬事功労者表彰受賞となり、お二人にとっても、ドラッグストア業界にとっても大変名誉なことであるだけでなく、薬事行政の中で、その存在感が増してきている事の証左であると言えます。



▲富山会長と川島理事長



▲前列右から6人目に富山委員長 後列右から4人目に川島理事長

## 地域行政とのタイアップ企画

**「つづき健康フェスタ」に区民1000人が参加！**

～「食べること」から健康を考えよう！～

さる11月3日(金)文化の日に横浜市都筑区の「第23回都筑区民まつり」の同日開催として、JACDS主催「つづき健康フェスタ」～「食べること」から健康を考えよう！～を実施しました。

これは、「食と健康」の重要性を一般生活者にアピールするとともに、地方行政とタイアップして健康寿命延伸とセルフメディケーションを推進することが目的のイベントです。

当日は晴天の下、10時から都筑区民まつりがスタートしました。そして「つづき健康フェスタ」は11時30分より都筑公会堂において蝶野正洋氏の「地域防災・救急救命」トークショーで始まりしました。

昼休憩を挟んで、12時30分から昭和大学理事の眞田裕先生に「栄養を考えよう」をテーマに基調講演をしていただき、続いて「記憶力を維持するため」「在宅介護の食事を考える」を講演しました。小休憩ののちは「転倒防止・ながら筋トレ体操」の実演・指導、「EPA成分機能と健康維持について」「プロテイン食品と高齢者の体力維持について」の講演、最後にお楽しみ抽選会が行われました。

また、都筑公会堂2階会議室では血圧・体脂肪・肌年齢・記憶力・肺年齢の5つの検査ができるヘルスチェックコーナーを設けました。会場には、血液検査キットも展示しPRしました。午後からの開始予定でしたが、検査を望む区民からの要望により11時からの開始となりました。廊下にまで並ぶほどの盛況ぶりで、終了時間を当初の15時より16時に延長して対応しましたが、受付終了をお詫びしなければならないほど自身の体調への関心の高さがうかがえました。

1日の参加人数は延べ約1000人。都筑区民まつりの動員数の20～30万人には遠く及びませんが、初めて実施をして、健康への関心の高さをあらためて知ることができました。

▲25万人以上にぎわった  
「都筑区民まつり」

▲都筑公会堂入口



▲蝶野氏トークショー

▲会場の皆さんも一緒に  
「ながら筋トレ体操」の実演

# 「つづき健康フェスタ」トークショー・セミナー

## 地域防災・救急救命トークショー

蝶野正洋様

オムロンヘルスケア株式会社 AED事業部

中村勝行様、岡島しのぶ様

地域防災・救急救命の普及推進で活躍されている蝶野正洋様のトークショーが行われました。地域を安心・安全を守る関係団体の皆様も参加され、ご挨拶と具体的な活動内容のご紹介が行われました。その後、蝶野様とオムロンヘルスケア(株)様による救急救命の実演が行われ、参加者と一緒に救急救命の重要性和AEDを使った心肺蘇生法を楽しく学びました。



## 基調講演「栄養を考える」

学校法人昭和大学 理事

昭和大学横浜市北部病院担当 眞田裕先生

健康で活力あふれる毎日を過ごすために重要である「適切な食生活」をテーマに基調講演が行われました。手術後の栄養補給やサプリメントによる栄養補給について幅広く具体的に紹介されました。そして、日々の食生活において自然の食材にまさるものはなく、食事と栄養補給を組み合わせるなど、ちょっとした意識と興味を持つ重要性を解説されました。



## 記憶力を維持するために

アサヒグループ食品株式会社 ベビー&ヘルスケア事業本部

ベビー&ヘルスケアマーケティング部 山本直樹様

超高齢社会による高齢化はますます進んでいます。その状況で記憶力の維持をテーマに解説が行われました。記憶力低下のメカニズムが解説され、その後、記憶力の維持に役立つ機能性表示食品「シューワーベキング イチヨウ葉エキス」の機能が紹介されました。



## 在宅介護の食事を考える

アサヒグループ食品株式会社 ベビー&ヘルスケア事業本部

ベビー&ヘルスケアマーケティング部 庄司貴一様

わが国では加齢に伴い、健康な体を維持するために必要な栄養素が摂取できず、低栄養が問題となっています。「かむ力」と「飲み込む力」に合わせて選ぶことができる新介護食「バランス献立」の紹介と食材をプラスする活用方法も紹介されました。



## BP365運動

オムロンヘルスケア株式会社

国内事業部 健康機器営業部 東部営業課 伊賀隆様

高血圧は日本人で最も多い生活習慣病で、日本には推計4,300万人もの患者がいると言われています。血圧は曜日や時間帯、生活シーンや行動によって常に変化しています。自己血圧測定によって自分の状態を正しく知ることの重要性が解説されました。



## 転倒防止・ながら筋トレ体操

蝶野正洋様

株式会社カーブスジャパン 戦略企画部 鈴木美和子様、田口杏子様

ながら筋トレ体操は、中高年等の転倒を防ぐためにカーブスジャパン(株)とJACDSで共同開発された1日10分間の手軽さで体力維持ができる筋トレ体操です。蝶野正洋氏も参加して参加者と一緒にクイズとながら筋トレ体操の実演をした楽しいステージでした。



## EPA成分機能と健康維持について(DSC08313)

日本水産株式会社

機能性食品推進部 機能性食品推進課 馬場みのり様

青魚の血液サラサラ効果はEPAの働きによるもので、血液や血管の健康維持に重要ですが、日本人は全ての年代でEPA不足状態です。サラサラの血液は心臓への負担を軽減させ、運動時の負担も軽くなります。疾病リスク軽減、運動支援など幅広い機能が解説されました。



## プロテイン食品と高齢者の体力維持について(DSC08322)

株式会社明治

栄養営業本部 栄養営業部 営業推進グループ 外崎将昭様

プロテインは筋肉をつけるもの、女性には関係ないというイメージがありますが、プロテインはたんぱく質を補う栄養補助食品です。私たちの体の約1/6はたんぱく質できています。誰にでも必要な栄養であり、ダイエットや高齢者の栄養補給にも極めて重要です。状態にあったプロテインの選び方や必要量など具体的に解説されました。



## 「つづき健康フェスタ」自己チェックコーナー

都筑公会堂2階会議室において、自己チェックコーナーとして、血圧、体組成(体脂肪)、肺年齢、肌年齢、脳年齢の検査を実施しました。最長で1時間待ちになるほどの盛況ぶりで200名以上の方々が参加され、ヘルスケア、セルフケアに関する高い関心が感じられました。



▲体組成計の測定項目の見方について説明を実施



▲機器の使い方を説明している肺年齢測定の様子



▲性別を問わず幅広い年齢の方が測定された肌年齢



▲脳年齢測定は認知症早期発見への受診勧奨も期待



▲血液検査キットについて説明を実施

協力いただいた企業、団体の皆様(敬称略)

- ・肺年齢:公財財団法人結核予防会
- ・血圧・体組成:オムロンヘルスケア株式会社
- ・肌年齢:株式会社コンパス
- ・脳年齢:有限会社デジタルメディア企画
- ・血液検査キット
  - :大木製薬株式会社
  - :株式会社リージャー



JACDS 10月月次活動報告			
日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
10月6日(金) JACDS東京事務所 13:00~14:00	第2回青年部会	1. 部会長挨拶 2. 第18回JAPANドラッグストアショー実行委員会について 3. 会員募集について 4. 出展社プロモーションプランのご提案 5. 報告事項について 6. 今期の活動について 1) 青年部会の今期の活動について 2) 次回の開催と勉強会のテーマについて 7. その他	8名
10月6日(金) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第3回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗状況報告 2. ポスタービジュアル(案)について 3. イベント計画(案)について 4. 次回開催スケジュールについて 5. その他	8名
10月10日(火) メルパルク東京 4階「孔雀の間」 11:00~12:00	第5回常任理事会	青木会長より挨拶 1. 平成29年度第3回理事会について 2. 薬局における薬剤師不在時のOTC販売について(二重申請解消) 3. 一連の調剤に関する不祥事について 4. 第48回衆議院議員選挙について 5. 「次世代ドラッグストアビジョン」の進め方と今後の対応について 6. 第33回ブロック総会 実施報告(組織委員会) 7. 第18回ジャパンドラッグストアショーについて(概要説明) 8. 第13回セルフメディケーションアワードと 第6回健康(セルメ)川柳コンクールの開催について(協力依頼) 9. JACDS設立20周年記念事業の開催について 10. 報告事項 11. 今後のスケジュール	20名
10月10日(火) メルパルク東京 4階「孔雀の間」 12:00~14:30	第3回理事会	青木会長 挨拶 1. 平成29年度上半期JACDS事業活動および委員会活動報告 2. 薬剤師不在時のOTC販売について(二重申請の解消) 3. 一連の調剤に関する不祥事について 4. 「次世代ドラッグストアビジョン」の進め方と今後の対応について 5. 第33回ブロック総会の状況とドラッグストアへの期待について 6. ドラッグストア業界の現状と今後の取組み課題 7. 報告事項・ご協力のお願ひ・今後の主なスケジュール・お知らせ	35名
10月12日(木) JACDS東京事務所 10:00~12:30	第5回調剤推進委員会	1. 薬学生の実務実習受け入れに関する意見交換会 2. 薬科大学向け協会パンフレット(案)について 3. ドラッグストアショーでの、こども薬剤師体験コーナーの実施について 4. その他	7名
10月13日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第110回JACDS記者意見交換会	1. 処方箋付替え問題の自主点検について 2. 機能性表示食品、スマイルケア食品等の実証実験について 3. 横浜市都筑区民まつり同時開催 「食べること」から健康を考えよう! つづき健康フェスタ を開催 4. 平成29年度厚生労働大臣薬事功労表彰 5. 今後の実施計画 1) 「つづき健康フェスタ」について 2) JACDS政治連盟特別セミナー&ドラッグストア業界研究レポート報告会 3) 毎年恒例の年頭所感発表、記者会見、記者懇談会について 6. 宗像の視点 7. 次回開催	32名
10月23日(月) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第4回防犯・有事委員会	1. RFIDタグの利用について 2. 有事対応に関する活動について 3. 報告事項 1) 大量窃盗情報共有システム全国版の状況について 2) 第14回万引き防止キャンペーンについて 3) エス・ビー・ネットワークとの連携について 4) 全国万引き犯罪防止機構の活動について 4. その他	7名
10月27日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第116回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 第48回衆議院議員総選挙 2) 機能性表示食品、スマイルケア食品等の実証実験について 3) 横浜市都筑区民まつり同日開催 「食べること」から健康を考えよう! つづき健康フェスタ を開催 4) 今後の実施計画 5) 宗像の視点 6) 次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 1) 「ドラッグストア在宅介護推進部会」 2) 「ヘルスケアの職能に関する研究会」 3) 「ペットとの共生によるヘルスケア普及推進部会」 4) 「野菜で健康推進部会」 5) 「健康経営推進部会」 3. 日本医薬品登録販売者協会から 今後の活動について 1) 日登協が推進する実践的な登録販売者の資質向上支援活動について 2) 会員支援サービスの強化「用語辞典 検索機能」(7,000語以上収録)について 4. 日本置き薬協会から 1) 「かかりつけ配置薬(箱)」で地域包括ケアへ参画 全配協が「生活支援・見守りの資格認定制度」創設を配置薬議員連盟に要望 2) 配置従事者の身分証明書の更新 2年毎の高額な更新手数料は問題あり	27名
10月30日(月) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第3回ドラッグストア薬剤師会準備委員会	1. 小田会長挨拶 2. アンケート調査結果の報告 3. 新組織の役割、事業、サービス、財政等の検討 4. 第18回JAPANドラッグストアショーのセミナーについて 5. その他、報告等 6. 次回の開催について	5名

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### 1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 29 年 10 月 23 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

### 2. 第13回セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

第13回セルフメディケーションアワードでは、これまでの「ドラッグストアに従事する専門家の資質向上、自己啓発への動機づけ」、「会員企業間でのセルフメディケーション推進活動の競争とノウハウの共有」といった目的に加え、「街の健康ハブステーション構想」の実践や実現に向けた提案について協会内外に広くアピールを行なうために、これまでの開催方法を大きく見直して今回の開催を行ないます。

★★★今回のリニューアルポイントについて★★★

グランプリ候補作品の発表、最終審査と表彰方法を変更します。

(1) 最終審査を2月10日(土)に実施します。

・グランプリ候補者の発表と審査委員による質疑応答による選考を行います。

・最終審査は業界紙誌の記者にも取材していただきます。

(2) ドラッグストアショーにおいて新イベントを行い、受賞者による受賞作品の発表、表彰、シンポジウム等を行います。

(3) 第13回の受賞者には、2018年9月に開催される日本ヘルスケア協会の学会発表でも発表を行っていただくことを検討します。

#### 【留意事項】

このリニューアルに伴い、応募締切がこれまでの1月15日から、12月15日へと1カ月早くなりますのでご注意ください。皆様からの、たくさんのご応募をお待ちしております。【資料:後頁2ページ分あり】

### 3. 「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料:後頁2ページ分あり】

#### 4. 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁 6 ページ分あり】

#### 5. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料:後頁 2 ページ分あり】

#### 6. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁 2 ページ分あり】

#### 7. 「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

各種アドバイザーの受講生募集中です。各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料:後頁2ページ分あり】

#### 8. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料:後頁2ページ分あり】

#### 9. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料:後頁5ページ分あり】

#### 10. 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

#### 11. 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁 1 ページ分あり】

## 平成29年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成29年10月23日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月30日(水)	10月2日(月)	1,268名	2,032名	62.4%
青森県	8月30日(水)	10月2日(月)	326名	601名	54.2%
岩手県	8月30日(水)	10月2日(月)	310名	540名	57.4%
宮城県	8月30日(水)	10月2日(月)	573名	922名	62.1%
秋田県	8月30日(水)	10月2日(月)	242名	400名	60.5%
山形県	8月30日(水)	10月2日(月)	266名	459名	58.0%
福島県	8月30日(水)	10月2日(月)	738名	1,302名	56.7%
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	520名	1,542名	33.7%
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	374名	1,227名	30.5%
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	514名	1,585名	32.4%
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,060名	2,759名	38.4%
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	921名	2,274名	40.5%
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	1,946名	4,556名	42.7%
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,404名	3,008名	46.7%
新潟県	9月7日(木)	10月6日(金)	318名	956名	33.3%
富山県	9月6日(水)	10月20日(金)	393名	801名	49.1%
石川県	9月6日(水)	10月20日(金)	354名	805名	44.0%
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	316名	846名	37.4%
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	149名	457名	32.6%
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)	301名	1,000名	30.1%
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)	578名	1,213名	47.7%
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)	1,347名	2,388名	56.4%
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)	1,365名	2,713名	50.3%
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)	428名	833名	51.4%
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	379名	911名	41.6%
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	897名	1,736名	51.7%
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)	2,155名	4,333名	49.7%
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	1,686名	3,288名	51.3%
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)	869名	1,681名	51.7%
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)	315名	810名	38.9%
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)			
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)			
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)			
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)			
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)			
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)			
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)			
愛媛県	10月24日(火)	12月1日(金)			
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)			
福岡県	12月17日(日)	1月30日(火)			
佐賀県	12月17日(日)	1月30日(火)			
長崎県	12月17日(日)	1月30日(火)			
熊本県	12月17日(日)	1月30日(火)			
大分県	12月17日(日)	1月30日(火)			
宮崎県	12月17日(日)	1月30日(火)			
鹿児島県	12月17日(日)	1月30日(火)			
沖縄県	12月17日(日)	1月30日(火)			
計			22,312名	47,978名	46.5%

※詳細は各都道府県に確認願います。

第13回

JACDSは専門知識を活かし  
地域の生活者に貢献する  
専門家を応援します!

13th  
SELF  
MEDICATION  
AWARD

# セルフメディケーション アワード

## 作品大募集!!



募集期間  
2017年 2017年  
9/15 ~ 12/15  
(金) (金)  
必着



2018年2月10日(土)、  
最終選考会でグランプリが決定します!!

受賞者は第18回JAPANドラッグストアショーにおいて発表と表彰、シンポジウムに参加

### 募集対象とテーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアで働く専門家／  
薬科大薬学生・薬業専門学校生／  
その他医薬関係専門家
- 一般生活者  
・ドラッグストアの  
ここが便利、ここが不満  
(今後期待する事)
- ・街の健康ハブステーション構想の  
実現に向けた取り組みの紹介や提言
- ・ドラッグストアにおける  
セルフメディケーションの推進について

### 表彰と報奨

グランプリ  
賞金  
30万円  
1作品

準グランプリ  
賞金  
10万円  
「個人の活動部門」  
「団体の活動部門」  
各1作品

..... 応募詳細は裏面をご覧ください .....

主催  
問い合わせ

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL:045-474-1311 / FAX:045-474-2569 / E-mail:sec@jacds.gr.jp / ホームページ:http://www.jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協働会、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会、(以上12団体順不同)

# 第13回セルフメディケーションアワード 作品応募要項

## 応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-mailにて送信下さい。  
送付先: sec@jacds.gr.jp  
件名: 第13回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。  
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階  
日本チェーンドラッグストア協会  
第13回セルフメディケーションアワード作品応募係

## 募集期間

2017年9月15日(金)～2017年12月15日(金)(必着)。

## 募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 「街の健康ハブステーション構想」の実現に向けた取り組みについて
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 一般生活者向けテーマ  
「ドラッグストアのここが便利、ここが不満(今後期待する事)」

論文のタイトル(表題)は、過去受賞作品のタイトルを参考に上記のテーマについて自由に設定して下さい。

<参考:過去の受賞作品のタイトル例>

- 「ドラッグストアならではの美容と健康のサポートを目指して」
- 「地域に必要とされるドラッグストア ～健康寿命を延ばす店づくり～」
- 「私を支えた『接客ノート』とお礼状」
- 「在宅医療においてドラッグストアの薬剤師だからできること」
- 「気軽に相談できるドラッグストア  
～あなたを心配する人がここにいますよ～」
- 「セルフメディケーションを活かした在宅を目指して  
～二年目薬剤師の在宅への挑戦～」
- 「超高齢社会の中でドラッグストアの管理栄養士ができること」

## 応募資格(カテゴリー)

- 薬局・ドラッグストア業界従事者  
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)  
※応募区分(個人の活動部門/団体の活動部門)を設け、個人の活動と企業や店舗による団体の活動を分けて審査を行います。応募票の際は応募区分の明記をお願いします。
- 薬学生、薬業専門学校生  
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)
- 一般生活者、その他医薬関係専門家

## JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

## 応募条件

- 次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件に満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。
- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 一般生活者を除き、所属する企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数:2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含まみませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

## 審査方法

- 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、優秀賞、佳作等の選考を行います。
- グランプリ候補作品は、応募論文及び、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。  
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2018年1月中旬に通知を行なう予定です。  
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。  
※最終選考会には一般には公開を行わず、候補者と審査委員と報道関係者の参加で行います。  
※受賞者には第18回JAPANドラッグストアショーのイベントにおいて発表と表彰、シンポジウムへ参加いただけます。

## 表彰と報奨

- グランプリ:賞金30万円 1作品
- 準グランプリ:賞金10万円 個人の活動部門/団体の活動部門 各1作品  
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
- 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞等):賞金5万円  
※上記の賞は、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。  
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生、一般生活者、その他医薬関係専門家の作品はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
- 優秀賞:賞金3万円
- 佳作:賞金1万円  
※優秀賞、佳作は各カテゴリー全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です(審査結果によっては受賞作品のないカテゴリーも生じます)。  
※薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。
- 奨励賞:図書カード 千円分  
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、優秀賞、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。

## その他

- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。  
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

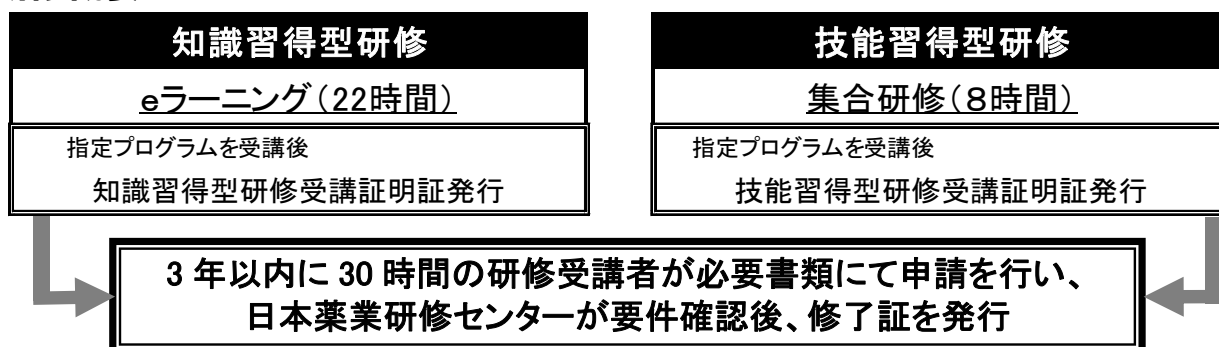
# ～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

## ■研修概要



## ■研修内容と実施形式、学習方法

### 1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座:地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座:要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座:要指導医薬品等概説-2		
④講座:要指導医薬品等概説-3		
⑤講座:健康食品、食品	2時間	
⑥講座:禁煙支援	2時間	
⑦講座:認知症対策	1時間	
⑧講座:感染対策	2時間	
⑨講座:衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座:薬物乱用防止	1時間	
⑪講座:公衆衛生	1時間	
⑫講座:地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座:コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

(税込)

受講料と入金時期	JACDS会員価格(協団体員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)			
	A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期	
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型	1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金	
計	6,000円	4,000円		10,000円	4,000円		

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター



## ■技能習得型研修開催予定

平成 30 年度は、以下の地区で研修実施を予定しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

※他地区での研修実施も検討中です。最新の研修日程は、以下の HP をご覧下さい。

( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup> )

### 〔平成 30 年度 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時
2	2018年6月10日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分
3	2018年6月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	9時～17時40分
4	2018年7月1日(日)	宮城県仙台市	未定	9時～17時40分
5	2018年7月29日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	9時～17時40分
6	2018年9月2日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	9時～17時40分
7	2018年9月9日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	9時～17時40分

● 上記以外にも、神奈川県、関西地区等での開催を調整しています。  
● 日程は、決定次第ホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )にアップします。  
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

※Ⅲ研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。</li> <li>・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。</li> </ul>

参加希望者の多い地区から随時開催します。  
研修の開催状況は研修センターのホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup> )でご案内します。

HP に掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。</li> </ul>

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。  
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

### 〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。</li> <li>・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。</li> </ul>

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。  
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

## ■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①9

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、空白でも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

## ■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

## ■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

## 「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	名	名	名	名	
2	2018年6月10日(日)	東京都渋谷区	協励会館	名	名	名	名	
3	2018年6月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	名	名	名	名	
4	2018年7月1日(日)	宮城県仙台市	未定	名	名	名	名	
5	2018年7月29日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	
6	2018年9月2日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	名	名	名	名	
7	2018年9月9日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	名	名	名	名	

研修時間は、No1は、9時30分～19時、No2～7は、9時～17時40分を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。  
同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

**会場設営、およびグループ分けの都合上、開催2週間前までに  
申込み者のご連絡をお願いいたします。**

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>  
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修 申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
〔記入例〕	企業		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
		○				○	静岡県			3~5		
		○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃
	個人											

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

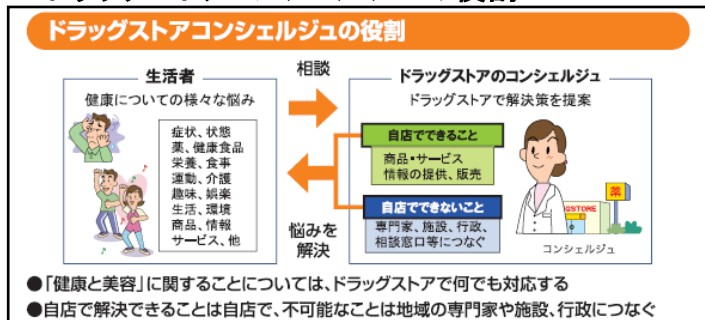
※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

# 幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

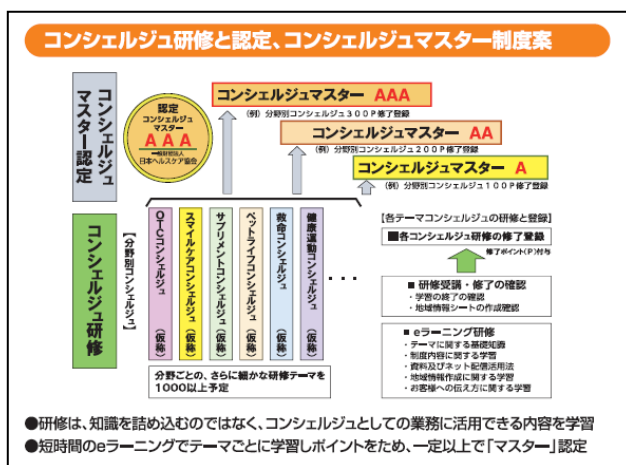
## ■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

## ■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

## ■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みと一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

# 「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

★■オリエンテーション講座		■ベビーケア	コンテンツ
テーマ	■食と健康	コンテンツ	
	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	
	★スマイルケア食	そしゃく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	
	機能性表示食品	機能性表示食品制度/NMCDの正しい活用法/他	
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他		
テーマ	■ヘルスケア	コンテンツ	
	正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他	
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい活用法/他	
	サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	
テーマ	■ビューティケア	コンテンツ	
	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	
	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他	
	サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	
テーマ	■加齢生活ケア	コンテンツ	
	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/その他	
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他	
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他	
テーマ	■健康維持生活	コンテンツ	
	健康運動	ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他	
	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他	
	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他	
テーマ	■健康関連制度	コンテンツ	
	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他	
	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他	
テーマ	■その他	コンテンツ	
	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他	
	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他	
	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他	
	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他	
	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他	

## ■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2017年12月までは無料で受講が可能

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにご連絡下さい。 ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先: 日本薬業研修センター

TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

# ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

## ■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

## ■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

## ■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

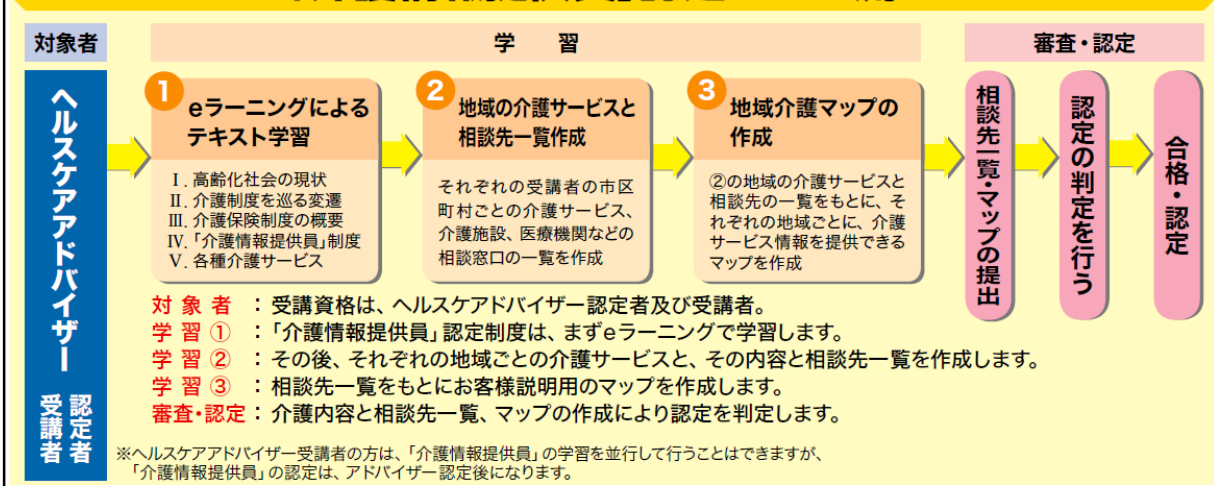
## ■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成  
地域の介護マップの作成

## 「介護情報提供員」認定までの流れ



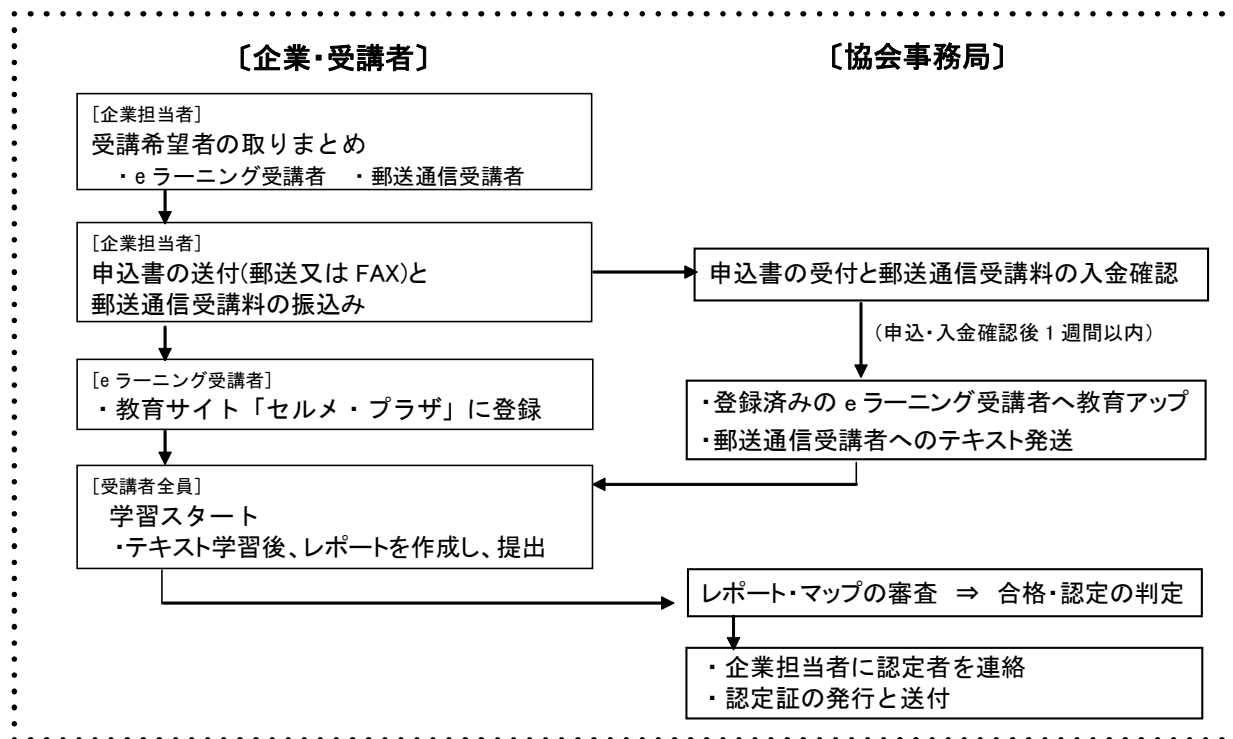
## ■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

## 「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



## 「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み  
お問い合わせ先**

**JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター**

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp



# 薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

## ● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

## ● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

### ■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
<b>eラーニング ※1)</b> パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	<b>1日 ※2)</b> (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 <b>1) 通信研修受講証明証を発行</b>	年1回以上の受講 <b>2) 集合研修受講証明証を発行</b>
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

### 資質向上研修受講証明証の発行

#### (3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

### ■ 受講費用

#### 1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方  
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等を含め 3,600 円(税込)

#### 2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方  
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計  
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計  
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

# カリキュラム

## 1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に、毎月1テーマずつ学習します。 eラーニング受講の場合は、毎月2テーマまで学習できます。			
○基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。  
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

## 2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

### 研修内容

1. 薬事行政情報  
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度  
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③  
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験  
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

## 申込方法

### 1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

### 2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容  
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第32期  
(2016年10月生)  
募集中

募集締切日 11月30日まで受付中

※講座はスタートしていますが、今からでも受講できます。  
お申込みをご希望の方は お問い合わせ下さい。

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

<b>養成方法</b>	通信教育、DVD学習
<b>養成期間</b>	12ヶ月
<b>教材内容</b>	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
<b>認定方法</b>	学科試験
<b>受講料</b>	会員企業価格 62,640円(税込)
<b>募集締切</b>	2017年11月30日

<b>主なカリキュラム</b>
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・こころとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの対応に関する知識・技術編
・対応に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・対応基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

ヘルスケアアドバイザー  
養成講座

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&B C人材育成センター)

募集締切日 2016年11月20日

第24期生  
(2016年12月生)  
募集中

## 高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

# 漢方アドバイザー

養成講座

### 漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

### 漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

### 漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙っています。

#### 養成方法

通信教育、DVD学習

#### 養成期間

10ヶ月

#### 教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

#### 認定方法

学科試験

#### 受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

#### 募集締切

2017年11月30日

#### 主なカリキュラム

##### 漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

##### 漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

##### DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

# JACDS

## 日本チェーンドラッグストア協会

### ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : <http://www.jacds.gr.jp> (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : <http://www.hbc-ctr.gr.jp> (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

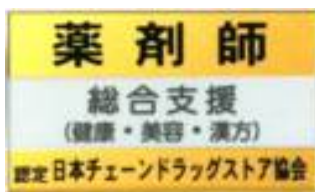
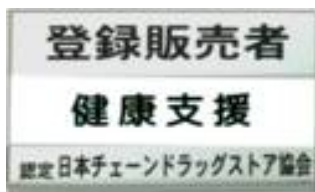
# ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

- 認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



## 対象者と新しい認定名

- それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

- 薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

- 薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師  
総合支援（健康・漢方）薬剤師  
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー  
総合支援（美容・育児）アドバイザー

# 一般財団法人 日本ヘルスケア協会

## 活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
Japan Association of Health care Initiative

## ■ ごあいさつ



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
会長 **今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
理事長 **松本 南海雄**  
(株)マツモトキョシホールディ  
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

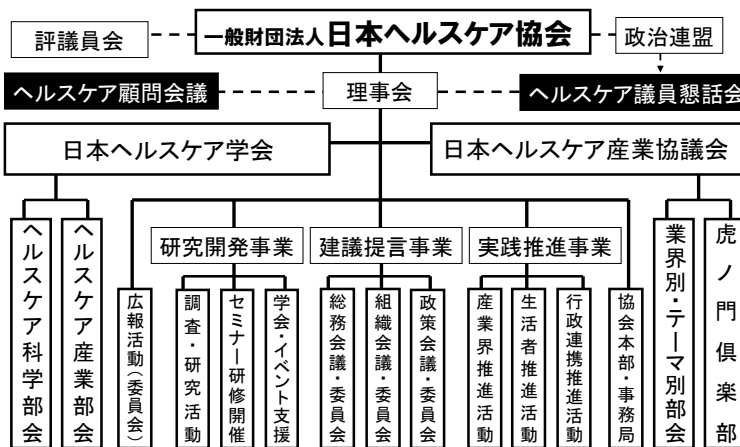
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

## ■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する  
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、  
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、  
国民の幸福に寄与します

## ■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

### 「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



#### ○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
ヘルスケア産業部会 部会長  
**上原 征彦**  
(昭和女子大学現代ビジネス研究所  
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長  
ヘルスケア科学部会 部会長  
**今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

#### ○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
**池野 隆光**  
(ウエルシアホールディングス(株)  
代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

### ◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

### ◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

### ◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

## ■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

### ◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

### ◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

### ◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

### ◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

### ◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

### ◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

### ◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会 区民公開シンポジウムに協力



## ■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

### 1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

### 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

### 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

### 6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

## ■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし  
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

## ■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

### ■ お振込み先

- 振込み口座  
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名  
一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階  
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp  
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)  
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I )入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
業種				
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	E-mail:			
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	E-mail:			
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。  
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

# 日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 平成29年2月15日午後4時から平成30年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)	<b>3,460円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。				
保険料(注)			<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>

## 中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

## 【中途加入保険料表】平成29年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもたちの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

## 行政からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

### 【厚生労働省】

#### 1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について—医薬・生活衛生局長(10月5日)

C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通事案を受けて、検討会において対応策の検討が行われ、中間報告がとりまとめられました。その内容を踏まえて、急ぎ対応できることについて改正が行われました。目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁11ページ分あり】

#### 2. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度に関する集中広報の周知について—医薬・生活衛生局(10月10日)・転送:埼玉県薬務課(10月11日)

制度の認知度向上に向けて、生活者への告知に対し、出来る範囲でのご協力をよろしくお願いします。

【資料:後頁5ページ分あり】

#### 3. 家庭用電気マッサージ器による事故防止に関する周知等について(協力依頼)

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課(10月16日)

10月30日に事務連絡No.29079でもお知らせした内容と同様です。【資料:後頁2ページ分あり】

#### 4. 「使用上の注意」の改訂について—医薬・生活衛生局(10月17日)

8つの医薬品に関して、「使用上の注意」の改訂が行われました。目を通していただきたく、よろしくお願いします。【資料:後頁9ページ分あり】

#### 5. かせ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

—医薬・生活衛生局(10月17日)

需要の多い、風邪薬の改正です。目を通していただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

#### 6. 薬局における適正な業務の確保等について—医薬・生活衛生局(11月8日)

度重なる調剤関係の不正行為に対するの通知です。必ず、目を通していただき、周知徹底のほど、よろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

#### 7. 企業における人材育成の推進に関する要請について—人材開発統括官(10月19日)

11月は「人材開発促進月間」(本年度からは、職業能力開発促進月間)です。ハローワークのサイトに事業主向けの支援メニューなどがありますので、ご活用いただきたい旨の周知依頼です。よろしくお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

**【経済産業省】****8. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(8月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の8月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

**【文部科学省】****9. インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点の送付について**

—高等教育局(11月8日)

インターンシップの普及推進に関する留意点がまとめられました。実施している会員企業様には、目をとoshiteいただきますよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】



薬生発1005第1号  
平成29年10月5日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令等の施行について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第106号。以下「改正施行規則」という。)、  
「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第107号。以下「改正構造設備規則」という。)及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第108号。以下「改正体制省令」という。)については、平成29年10月5日に公布され、平成30年1月31日(第2の1(1)②及び③、同(4)②及び③並びに第2の2②及び③に係る部分については、同年7月31日)から施行することとされたところです。(当該改正省令等の概要は別添1、案文は別添2のとおりです。)

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下の薬局、医薬品販売業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

平成29年1月に発生したC型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通事案を受け、同年3月から「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」において対応策の検討が行われ、同年6月に同検討会での議論の中間とりまとめがとりまとめられた。本改正は当該中間とりまとめを踏まえ、

偽造医薬品の流通防止のために直ちに対応を行うべき事項に関して所要の措置を講じるものであること。

## 第2 改正施行規則関係

### 1 医薬品の譲受時及び譲渡時における薬局開設者等の書面記載事項の追加

#### (1) 薬局開設者の書面記載事項の追加等（改正施行規則第14条関係）

薬局開設者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑧までの事項としたこと。ただし、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。また、⑥（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び⑦については、薬局開設者と医薬品を購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者（以下「購入者等」という。）が常時取引関係にある場合を除くこと。⑧については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、剤型、色、味、におい等外観的特性について確認するための製剤見本（以下単に「製剤見本」という。）については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）以外の医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与（以下「購入等」という。）の年月日
- ⑥ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑧ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、薬局開設者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑧までの事項を書面に記載する際に、購入者等から、薬局開設、医薬品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の許可に係る許可証の写し（以下単に「許可証の写し」という。）その他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

(2) 店舗販売業者の書面記載事項の追加等（改正施行規則第 146 条関係）

店舗販売業者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑥までの事項としたこと。ただし、④（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び⑤については、店舗販売業者と購入者等が常時取引関係にある場合を除くこと。また、⑥については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 16 年法律第 149 号）において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び医薬品の使用の期限について、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

① 品名

② 数量

③ 購入等の年月日

④ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先

⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料

⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、店舗販売業者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を書面に記載する際に、購入者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他

の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

(3) 配置販売業者の書面記載事項の追加等（改正施行規則第 149 条の 5 関係）

配置販売業者に課される医薬品の譲受時の書面記載事項として、次の①から⑥までの事項としたこと。ただし、④（氏名又は名称以外の事項に限る。）及び⑤については、配置販売業者と当該配置販売業者に対して医薬品を販売又は授与した者（以下「販売者等」という。）が常時取引関係にある場合を除くこと。また、⑥については、販売者等が自然人であり、かつ、販売者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 16 年法律第 149 号）において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）及び医薬品の使用の期限の記載については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 購入又は譲受けの年月日
- ④ 販売者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑥ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、販売者等と雇用関係にあること又は販売者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、配置販売業者は、販売者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑥までの事項を書面に記載する際に、販売者等から、許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、販売者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受を行わないこと。

(4) 卸売販売業者の書面記載事項の追加等（改正施行規則第 158 条の 4 関係）

卸売販売業者に課される医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、次の①から⑧までの事項としたこと。ただし、②及び③については、医療用

医薬品（体外診断用医薬品を除く）である場合に限ること。また、⑥（氏名又は名称以外の事項に限る）及び⑦については、卸売販売業者と購入者等が常時取引関係にある場合を除くこと。また、⑧については、購入者等が自然人であり、かつ、購入者等自らが医薬品の取引の任に当たる場合を除くこと。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号）において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、②及び③については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 購入等の年月日
- ⑥ 購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料
- ⑧ 医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から取引の指示を受けたことを表す資料

また、卸売販売業者は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、①から⑧までの事項を書面に記載する際に、購入者等から許可証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならないこと。なお、この確認ができない場合は、医薬品の譲受及び譲渡を行わないこと。

- (5) 高度管理医療機器の販売業者又は貸与業者（以下「販売業者等」という。）等の記録事項の整理（改正施行規則第173条、第196条の10及び第209条関係）

高度管理医療機器の販売業者等に課される高度管理医療機器等の譲受時及び譲渡時の書面記載事項として、購入した年月日及び購入者の氏名及び住所を含むことを明確化するなど、文言修正を行ったこと。

## 2 複数の事業所について許可を受けている事業者における医薬品の移転に関する規定の新設（改正施行規則第 289 条関係）

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）に基づく許可を受けて医薬品を業として販売又は授与する者（以下「許可事業者」という。）が、複数の事業所について許可を受けている場合には、当該許可事業者内の異なる事業所間の医薬品の移転であっても、その移転に係る記録について許可を受けた事業所ごとに記録することを明確化するため、移転先及び移転元のそれぞれの事業所ごとに、次の①から⑤までの事項を記録しなければならないこととすること。ただし、②及び③については、医療用医薬品（体外診断用医薬品を除く。）である場合に限ること。

この場合、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 16 年法律第 149 号）において、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされており、電磁的記録でも差し支えないこと。

また、製剤見本については、譲受人の服用を目的としておらず、製剤見本である旨が明記されているため、記録義務の対象とならないこと。

なお、②及び③については、一般用医薬品等についても、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から、併せて記載することが望ましいこと。

- ① 品名
- ② ロット番号（ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号）
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 移転先及び移転元の場所並びに移転の年月日

また、許可事業者は、①から⑤までの事項を記録した書面を、許可を受けて業務を行う事業所ごとに、記載の日から 3 年間、保存しなければならないこと。

## 3 医薬品に施された封を開封して分割販売する者の記録義務に係る規定の新設（改正施行規則第 210 条第 7 号及び第 216 条関係）

法第 50 条に規定する医薬品の容器等に直接記載する事項として、薬局開設者、店舗販売業者又は卸売販売業者が、その直接の容器又は直接の被包を開き、分割販売する場合について、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局、店舗又は営業所の名称及び所在地を記載することを追加すること。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 216 条に規定する表示の特例の対象となる医薬品について、その直接の容器又は直接の

被包に「調剤専用」の文字があることに加え、改正施行規則第 210 条第 7 号に掲げる事項の記載のあるものとしたこと。

なお、開封日を特定することが可能な場合には、開封日を表示した上で分割販売するとともに、第 2 の 1 の書面記載事項に開封日を併せて記載することが望ましいこと。

#### 4 その他（改正施行規則第 158 条関係）

卸売販売業者の、医薬品の販売又は授与の業務について、当該業務には医薬品の貯蔵に関する業務を含むことを明確化すること。

卸売販売業者が講じなければならない措置として、医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定を追加すること。この場合、各卸売販売業者の責任において貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法をあらかじめ定めておくことを求めるものであること。

### 第 3 改正構造設備規則関係

#### 1 薬局等の構造設備の基準の追加（改正構造設備規則第 1 条第 9 項、第 2 条第 9 項及び第 3 条第 7 項関係）

薬局、店舗販売業の店舗及び卸売販売業の営業所の構造設備に係る基準として、医薬品の貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていることを追加すること。「貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること」とは、医薬品を貯蔵する場所を、特定の場所に限定することを求めているものであり、壁等で完全に区画されている必要はないこと。

なお、医療機器等を医薬品と同一の貯蔵設備において貯蔵することは差し支えないこと。

### 第 4 改正体制省令関係

#### 1 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定に関する規定の追加等（改正体制省令第 1 条第 2 項及び第 2 条第 2 項関係）

薬局開設者及び店舗販売業者が講じなければならない措置として、医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定を追加すること。この場合、各薬局開設者及び各店舗販売業者の責任において貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法をあらかじめ定めておくことを求めるものであること。

また、薬局開設者が講じなければならない措置として、調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施を追加すること。（当該適正な管理のための業務として必要とされる内容については第 5 の 1 (1) を参照すること。）

- 2 その他（改正体制省令第1条第16号及び第17号並びに第2条第9号関係）  
薬局の業務を行う体制の基準のうち調剤の業務及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理並びに店舗販売業の業務を行う体制の基準のうち要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理について、これらの業務には使用される医薬品の貯蔵に関する業務を含むことを明確化すること。

## 第5 その他の事項

第4の1のとおり、今般の改正体制省令により、薬局開設者が講じなければならない措置として、調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施を追加したところであるが、医薬品販売業者においては、従来から、医薬品の販売若しくは授与又は配置販売の業務に係る適正な管理に係る手順書（以下「業務手順書」という。）の作成及び当該手順書に基づく業務の実施が現行の施行規則及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。）において規定されているところである。また、従事者に対する研修の実施、薬局、店舗、区域又は営業所（以下「薬局等」という。）の管理に関する帳簿を備えること等についても、薬局開設者及び医薬品販売業者が講じなければならない措置として、同様に規定されている他、薬局等の管理者の義務については、法で規定されているところである。

これらの具体的な内容のうち、偽造医薬品の流通防止に向けた対策の観点から留意すべき事項については、以下のとおりであること。このため、薬局開設者及び医薬品販売業者においては、その内容に留意した上で、業務手順書の作成等の必要な措置を講じること。

### 1 業務手順書に盛り込むべき事項

#### (1) 薬局開設者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。
- ③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。（第4の1参照）
- ④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、第2の1(1)①から⑥までに掲げる事項等（一般用医薬品等については、同②及び③において掲げる事項を除く。）を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること。



- ⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く。)には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地を記載すること。
- ⑥ 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う場合には、調剤された薬剤が再度流通することがないように、外観から調剤済みと分かるような措置を講じること。
- ⑦ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。
- ⑧ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑨ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

(2) 店舗販売業者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。
- ③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。(第4の1参照)
- ④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、第2の1(2)①から④までに掲げる事項等を記載した文書(例えば、納品書)を同封すること。
- ⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う店舗の名称及び所在地を記載すること。
- ⑥ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順(仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等)。
- ⑦ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑧ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

(3) 配置販売業者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。

- ③ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。
- ④ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑤ 販売者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

(4) 卸売販売業者の業務手順書に盛り込むべき事項

- ① 医薬品の譲受時は、納品された製品が正しいこと、目視できるような損傷を受けていないことなどを確認すること。
- ② 偽造医薬品の混入や開封済みの医薬品の返品を防ぐための、返品の際の取扱い。
- ③ 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法。(第4の1参照)
- ④ 医薬品の譲渡時は、全ての供給品において、第2の1(4)①から⑥までに掲げる事項等（一般用医薬品等については、同②及び③において掲げる事項を除く。）を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること。
- ⑤ 製造販売業者により医薬品に施された封を開封して販売・授与する場合には、医薬品の容器等に、当該分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う営業所の名称及び所在地を記載すること。
- ⑥ 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順（仕入れの経緯の確認、販売・輸送の中断、隔離、行政機関への報告等）。
- ⑦ その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等。
- ⑧ 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲。

2 薬局開設者及び医薬品販売業者が実施する従事者に対する研修の内容

施行規則第158条第1項並びに体制省令第1条第1項第15号から第17号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号において規定されている薬局等の従事者に対する研修の実施に際しては、偽造医薬品の流通防止のために必要な各種対応に係る内容を含むこと。

3 薬局等の管理に関する帳簿の記載事項

施行規則第13条、第145条、第149条の4及び第158条の3において規定されている薬局等の管理に関する帳簿の記載事項として、在庫の異常に係る調査結果及び廃棄した医薬品に係る記録を含むこと。

#### 4 薬局等の管理者の義務

法第8条、第29条、第31条の3及び第36条においては、薬局等の管理者の義務として、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、医薬品その他の物品を管理することなどが規定されていることから、購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、偽造医薬品の流通防止に向けた必要な対策について、薬局等の管理者による適切な管理が求められること。

以上

薬生副発1010第1号  
平成29年10月10日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知していただくとともに、広報誌等に掲載していただきますようご協力をお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として医療機関や自治体に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を実施していますので、ご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>



## 記

### 集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）  
([http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html))
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて今年度実施する広報に使用する原稿をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

#### (本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

#### ○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号:03-3506-9460

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

#### ○救済制度に関する相談窓口

電話番号:0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間:(月~金)9時~17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

#### (本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川(内線2717)、野原(内線2718)

(代表電話)03-5253-1111、(直通電話)03-3595-2400

Eメール 増川 [masukawa-naoki@mhlw.go.jp](mailto:masukawa-naoki@mhlw.go.jp)

野原 [nohara-keita@mhlw.go.jp](mailto:nohara-keita@mhlw.go.jp)



# 医薬品 副作用被害 救済制度



お薬を使うすべての方に  
知ってほしい制度です。

ドクトルQ



お薬は正しく使っても、  
副作用の起きる可能性があります。  
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、  
医療費や年金などの給付をおこなう  
公的な制度があります。

救済制度  
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

☎ 0120-149-931

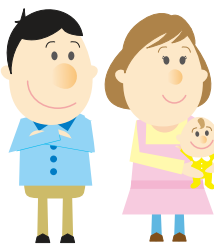
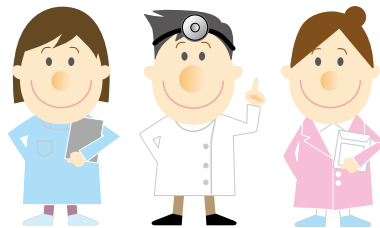
電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。  
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）  
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

**pmda**

独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

詳しくは  または  で

# 医薬品 副作用被害 救済制度



ドクトルQ



お薬を使うすべての方に  
知ってほしい制度です。  
お薬は正しく使っていても、副作用の起きる  
可能性があります。万一、入院治療が  
必要になるほどの健康被害がおきたとき、  
医療費や年金などの給付をおこなう  
公的な制度があります。いざという時のために、  
暮らしに欠かせないお薬だから  
あなたもぜひ知っておいてください。

救済制度  
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

 0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金

(祝日・年末年始をのぞく)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは

副作用 救済

または

PMDA

で

検索



独立行政法人医薬品医療機器総合機構

# (別添3) バナー原稿

医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使うすべての方に  
知ってほしい制度です。



**Pmda**  
独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

①レクタングル (大) / 左右 336pix × 天地 280pix

医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使うすべての方に  
知ってほしい制度です。



**Pmda**  
独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

⑤レクタングル / 左右 300pix × 天地 250pix

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。



**Pmda**  
独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

②バナー / 左右 468pix × 天地 60pix

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。



**Pmda**  
独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

③ビッグバナー / 左右 728pix × 天地 90pix

医薬品  
副作用被害  
救済制度

お薬を使うすべての方に  
知ってほしい制度です。



**Pmda**  
独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

④ワイドスカイスクレイパー / 左右 160pix × 天地 600pix



薬生安発 1016 第 1 号  
平成 29 年 10 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

家庭用電気マッサージ器による事故防止に関する周知等について  
（協力依頼）

家庭用電気マッサージ器（家庭用の電気マッサージ器との組合せ医療機器を含む。以下同じ。）の適正使用については、「家庭用電気マッサージ器に関する自主点検等について」（平成 26 年 6 月 23 日付け薬食安発 0623 第 1 号医薬食品局安全対策課長通知）等において、使用者への注意喚起の協力をお願いしてきたところです。

今般、株式会社的場電機製作所が製造販売していた家庭用ローラー式電機マッサージ器の不適切な使用により、使用者の衣服が巻き込まれ、6 例目の死亡事故が発生しました。これを受けて株式会社的場電機製作所では、改めて御家庭に残っている製品の使用中止及び回収を呼びかけており、別添のとおり情報提供資材を作成し、全国の薬局等への配布を予定しています。

同様の事故を防止するためには、該当する製品を所有する各御家庭に対して可能な限り広く注意喚起を行うことが極めて重要です。貴職におかれましては、別添の情報提供資材も活用の上、公民館等の公共施設での掲示、各地方自治体の広報誌への掲載、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した情報提供など、幅広い周知にご協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省のホームページにおいて、別添の情報提供資材の電子媒体や関連情報を掲載しているので、併せてご参照ください。

厚生労働省ホームページ

「家庭用電気マッサージ器の正しい使用について（注意喚起）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048807.html>



# 探しています

## 的場電機製作所製の 家庭用ローラー式電気マッサージ器を探しています

布カバーを外した誤った使い方により、死亡事故が発生しております。  
下記製品をお持ちの方は、すぐに**使用を中止**してご連絡願います。

通話料無料



携帯・PHS OK

# 0120-01-2251

※携帯・PHSからもご利用になれます。

受付時間

9:00 ~ 12:00

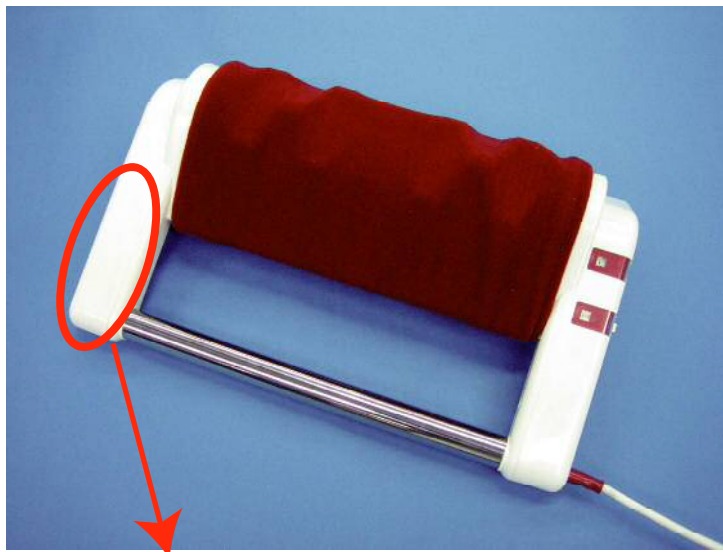
13:00 ~ 17:00

※土日・祝日・年末年始・弊社指定休日は除く

### 【対象製品は2機種です】

昭和58年(1983年)~平成8年(1996年)製造

#### アルビシェイプアップローラー

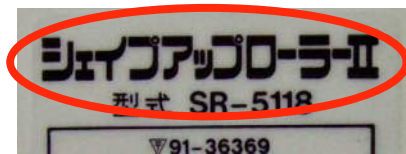


機種名は本体側面のラベル表示  
をご確認ください。



布カバーを  
外した状態

#### シェイプアップローラーⅡ



機種名は本体裏面のラベル表示  
をご確認ください。



布カバーを  
外した状態

株式会社 的場電機製作所

〒350-1101 埼玉県川越市的場 2627-5 ☎049-231-2255(代表)



薬生安発 1017 第 1 号  
平成 29 年 10 月 17 日

日本製薬団体連合会  
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう関係業者に対し周知徹底方お願い申し上げます。

記

1. 別紙 1 から別紙 7 までのとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。  
また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て同項の規定に基づく届出を行うこと。
2. 別紙 8 のとおり、できるだけ早い時期に添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

【医薬品名】 レベチラセタム

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「悪性症候群：

悪性症候群があらわれることがあるので、発熱、筋強剛、血清CK(CPK)上昇、頻脈、血圧の変動、意識障害、発汗過多、白血球の増加等があらわれた場合には、本剤の投与を中止し、体冷却、水分補給、呼吸管理等の適切な処置を行うこと。また、ミオグロビン尿を伴う腎機能の低下がみられることがある。」

を追記する。

【医薬品名】 クロルヘキシジン塩酸塩・ジフェンヒドラミンサリチル酸塩・  
ヒドロコルチゾン酢酸エステル・  
濃ベンザルコニウム塩化物液50

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項に

「ショック、アナフィラキシー等の反応を予測するため、使用に際してはクロルヘキシジン製剤に対する過敏症の既往歴、薬物過敏体質の有無について十分な問診を行うこと。」

を追記し、[副作用] の項に新たに「重大な副作用」として

「ショック、アナフィラキシー：  
ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるので観察を十分に行い、血圧低下、蕁麻疹、呼吸困難等があらわれた場合は、直ちに使用を中止し、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 クロルヘキシジジングルコン酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項のショックに関する記載を

「ショック、アナフィラキシー等の反応を予測するため、使用に際してはクロルヘキシジン製剤に対する過敏症の既往歴、薬物過敏体質の有無について十分な問診を行うこと。」

と改め、[副作用] の「重大な副作用」の項のショックに関する記載を

「ショック、アナフィラキシー：  
ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるので観察を十分に行い、血圧低下、蕁麻疹、呼吸困難等があらわれた場合は、直ちに使用を中止し、適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】 リナグリプチン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「間質性肺炎：

間質性肺炎があらわれることがあるので、咳嗽、呼吸困難、発熱、肺音の異常（捻髪音）等が認められた場合には、速やかに胸部X線、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施すること。間質性肺炎が疑われた場合には投与を中止し、副腎皮質ホルモン剤の投与等の適切な処置を行うこと。」

を追記する。

別紙5

613 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの

619 その他の抗生物質製剤

【医薬品名】 アモキシシリン水和物  
ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・  
クラリスロマイシン  
ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・  
メトロニダゾール  
ラベプラゾールナトリウム・アモキシシリン水和物・  
クラリスロマイシン  
ラベプラゾールナトリウム・アモキシシリン水和物・  
メトロニダゾール  
ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・  
クラリスロマイシン  
ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・メトロニダゾール

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項の顆粒球減少に関する記載を

「顆粒球減少、血小板減少：

顆粒球減少、血小板減少があらわれることがあるので、定期的に検査を行うなど観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

と改める。

(注) ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・メトロニダゾールに関して、患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。



別紙 6

6 1 3 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの

【医薬品名】 クラブラン酸カリウム・アモキシシリン水和物

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項の無顆粒球症、顆粒球減少に関する記載を

「無顆粒球症、顆粒球減少、血小板減少：

無顆粒球症、顆粒球減少、血小板減少があらわれることがあるので、血液検査を行うなど観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】 モキシフロキサシン塩酸塩（経口剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「横紋筋融解症：

横紋筋融解症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、筋肉痛、脱力感、CK (CPK) 上昇、血中及び尿中ミオグロビン上昇等があらわれた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。また、横紋筋融解症による急性腎障害の発症に注意すること。」

を追記する。

別紙 8

【医薬品名】 一般用医薬品  
クロルヘキシジングルコン酸塩又はクロルヘキシジン塩酸  
塩含有製剤

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[してはいけないこと] の項に

「次の人は使用しないこと  
本剤又は本剤の成分、クロルヘキシジンによりアレルギー症状を起  
こしたことがある人。」

を追記し、[相談すること] の項に

「使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

ショック（アナフィラキシー）：

使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しき、動悸、意識の混濁等があらわれる。」

を追記する。



薬生薬審発 1017 第 2 号  
薬生安発 1017 第 3 号  
平成 29 年 10 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

一般用医薬品のうち、かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意については、「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意について」（平成 23 年 10 月 14 日付け薬食安発 1014 第 4 号・薬食審査発 1014 第 5 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知）により示し、その後、「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」（平成 27 年 4 月 1 日付け薬食安発 0401 第 2 号・薬食審査発 0401 第 9 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知）及び「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」（平成 29 年 7 月 4 日付け薬生安発 0704 第 8 号・薬生薬審発 0704 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長・医薬品審査管理課長連名通知）により一部改正いたしました。この度、下記のとおり一部改正し、別添のとおりとしましたので、貴管下関係業者等に対し周知徹底をお願いします。

#### 記

##### 1. 改正の趣旨

「クロルヘキシジングルコン酸塩を含有する外皮用殺菌消毒剤に係る「使用上の注意」の改訂について」（平成 28 年 5 月 31 日付け薬生安発 0531 第 2

号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知)及び「「使用上の注意」の改訂について」(平成29年10月17日付け薬生安発1017第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知)によりクロルヘキシジンを含む一般用医薬品の添付文書の使用上の注意の改訂が行われたことなどから、所要の改正を行うものであること。

## 2. 改正内容

鎮咳去痰薬、外用痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、含そう薬、口腔咽喉薬(トローチ剤)、歯痛・歯槽膿漏薬(外用液剤、パスタ剤、クリーム剤)、殺菌消毒薬、化膿性皮膚疾患用薬(液剤、軟膏剤)、鎮痛消炎薬(塗布剤、貼付剤、エアゾール剤)の使用上の注意について改正を行ったこと。また、その他所要の見直しを行ったこと。

## 3. 留意事項

クロルヘキシジンを有効成分として含む一般用医薬品については、できるだけ早い時期に本通知に基づいた改訂を行うこと。また、クロルヘキシジン以外を有効成分として含む一般用医薬品については、当分の間、なお従前の例によることができるが、適切な機会をとらえ本通知に基づいた改訂を行うこと。

以上

薬生総発1108第08号  
薬生監麻発1108第07号  
平成29年11月8日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公印省略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

薬局における適正な業務の確保等について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長あて、別添写しのとおり通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。



薬生総発1108第07号  
薬生監麻発1108第06号  
平成29年11月8日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公印省略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

#### 薬局における適正な業務の確保等について

日頃より薬事行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、処方箋に基づく調剤を行ったにもかかわらず他の薬局に調剤済みとなった当該処方箋を送付し、必要な記録等を怠ったことにより調剤の責任の所在が不明確となる事案等、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「薬剤師法」という。）の規定に違反するおそれのある行為が、薬局開設者及び薬局に従事する薬剤師により行われた事案が複数発覚しています。

つきましては、薬局における適正な業務の確保のため、下記事項について、貴管下の薬局、関係団体、関係機関等に改めて周知徹底いただくとともに、薬局への立入検査等に際し、適切にご指導いただくようお願いいたします。

また、都道府県知事におかれては、薬剤師法第8条第3項の規定に基づき、薬剤師について薬事に関し犯罪又は不正の行為等があり、薬剤師免許の取消し等の処分を行う必要があると認めるときは、その旨を具申いただいているところですが、処分の対象となり得る事案を把握した際には引き続きご協力をお願いいたします。

## 記

1. 薬局開設者は、薬局における調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務若しくは医薬品の販売又は授与の業務について、医薬品医療機器等法及び薬剤師法等の関係法令の規定を改めて確認し、遵守すること。特に、医薬品医療機器等法第9条第2項に定めるとおり、同法第8条第2項の規定による薬局の管理者の意見を尊重すること。そのために、薬局開設者が薬局の管理者の意見を聞き、適切な対応を取ることができるようにするための社内体制を整備すること。
2. 薬局の管理者は、当該薬局を実地に管理し、医薬品医療機器等法第8条に基づき、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき必要な注意等をし、また、薬局開設者に対し必要な意見を述べなければならないこと。
3. 薬局開設者は、薬局において、医薬品医療機器等法の規定に違反する又はそのおそれのある行為を認識した際には速やかに都道府県知事等へ報告すること。



開発 1019 第 5 号  
平成 29 年 10 月 19 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省人材開発統括官



企業における人材育成の推進に関する要請について

人材開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年 11 月は、「人材開発促進月間」（本年度より、「職業能力開発促進月間」から改称）と定められております。これは、昭和 45 年 11 月にアジアで初めて東京において開催された「技能五輪国際大会」を記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年 3 月に決定された「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練の充実、また就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進が盛り込まれるとともに、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、society5.0 に向けた課題として人材の育成・活用力の強化が挙げられ、第 4 次産業革命の進行や産業構造や就業構造の変化に対応するため、個々の働き手の能力・スキルの向上が急務とされるなど、人材開発施策の推進に対する期待がますます高まっています。

このため、厚生労働省としては、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金、ものづくり分野における専門的な知識及び技能・技術等を習得させる訓練、様々な分野における企業の生産性向上に必要な知識・スキル等を習得させる訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣、人材育成施策の基盤であるジョブ・カード等について、企業の方々に更に活用していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、人材開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット及び今年度から開始しております「生産性向上人材育成支援センター」のご案内（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 9 年 8 月 分

August, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年8月の家電大型専門店販売額は3567億円、前年同月比で見ると5.4%の増加となった。  
商品別にみると、その他が同18.4%の増加、カメラ類が同16.0%の増加、情報家電が同11.4%の増加、AV家電が同2.6%の増加、生活家電が同1.4%の増加となった。  
一方、通信家電が同▲2.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,567	451	676	244	161	1,614	420	2,506
5.4	2.6	11.4	▲2.3	16.0	1.4	18.4	2.6

## 6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年8月のドラッグストア販売額は5174億円、前年同月比で見ると5.7%の増加となった。  
商品別にみると、食品が同8.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同6.2%の増加、調剤医薬品が同6.1%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同5.7%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同5.6%の増加、OTC医薬品が同4.5%の増加、その他が同3.8%の増加、健康食品が同2.3%の増加、トイレタリーが同2.0%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
5,174	316	731	341	179	773	495	807	1,412	119	14,621
5.7	6.1	4.5	5.6	2.3	5.7	2.0	6.2	8.1	3.8	5.3

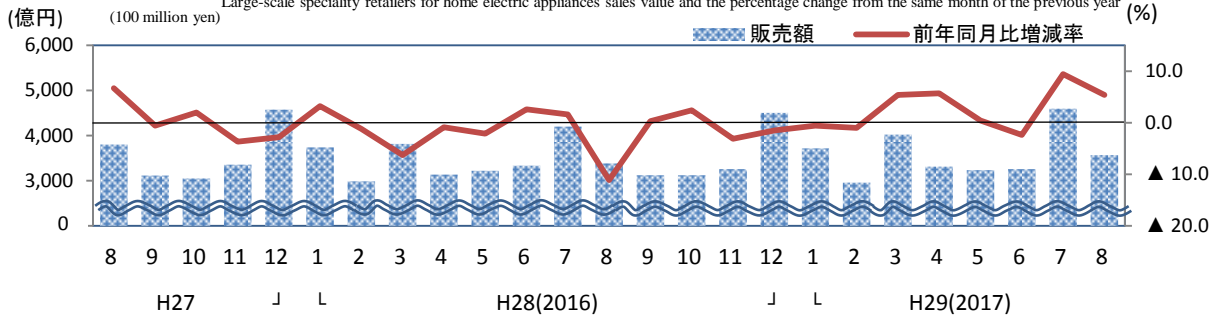
## 7. ホームセンター販売額の動向

平成29年8月のホームセンター販売額は2775億円、前年同月比で見ると▲0.2%の減少となった。  
商品別にみると、カー用品・アウトドアが同▲7.2%の減少、電気が同▲4.0%の減少、インテリアが同▲3.9%の減少、DIY用具・素材が同▲0.6%の減少となった。  
一方、園芸・エクステリアが同2.1%の増加、ペット・ペット用品が同2.1%の増加、家庭用品・日用品が同1.4%の増加、その他が同1.3%の増加、オフィス・カルチャーが同0.7%の増加となった。

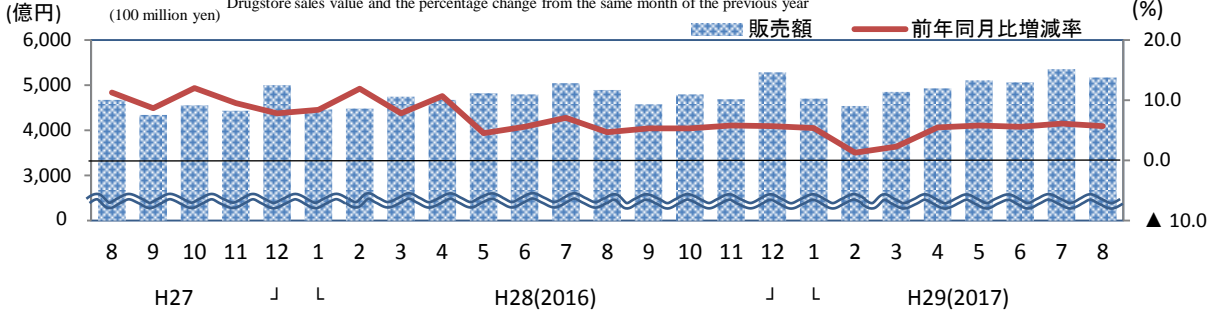
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,775	550	163	194	671	394	221	181	140	260	4,281
▲0.2	▲0.6	▲4.0	▲3.9	1.4	2.1	2.1	▲7.2	0.7	1.3	1.1

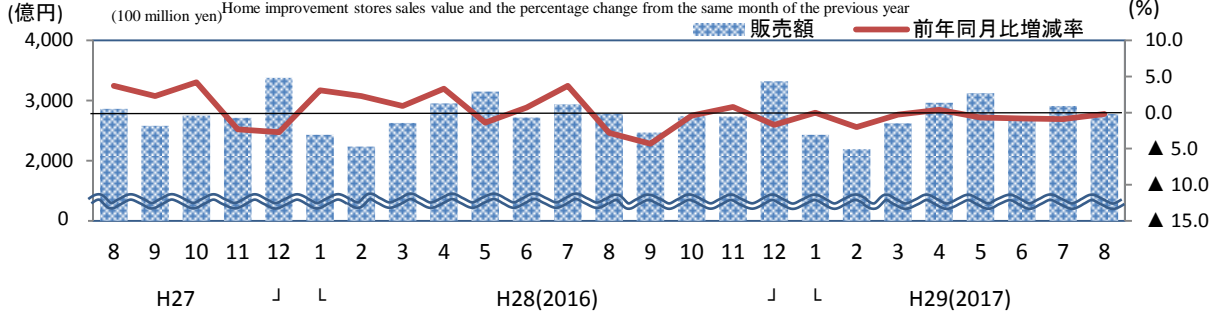
### 家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



### ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



### ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 26 年	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	C.Y. 2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
平成 26 年度	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	F.Y. 2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,665	5.3	14,361	33,040	▲0.4	4,271	2016
平成 28 年 4~6月	9,697	▲0.1	2,441	14,297	6.8	13,811	8,817	0.8	4,236	Q2 2016
7~9	10,704	▲3.1	2,448	14,511	5.7	13,898	8,185	▲1.1	4,236	Q3
10~12	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4
平成 29 年 1~3月	10,698	1.5	2,478	14,094	3.0	14,361	7,245	▲0.7	4,271	Q1 2017
4~6	9,809	1.1	2,503	15,100	5.6	14,526	8,785	▲0.4	4,279	Q2
平成 28 年 6月	3,336	2.6	2,441	4,796	5.6	13,811	2,720	0.7	4,236	Jun. 2016
7	4,202	1.6	2,446	5,045	7.1	13,855	2,936	3.7	4,244	Jul.
8	3,383	▲11.1	2,443	4,893	4.7	13,887	2,781	▲2.8	4,234	Aug.
9	3,119	0.3	2,448	4,573	5.3	13,898	2,468	▲4.3	4,236	Sep.
10	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct.
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov.
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec.
平成 29 年 1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb.
3	4,022	5.4	2,478	4,853	2.3	14,361	2,623	▲0.3	4,271	Mar.
4	3,316	5.7	2,490	4,933	5.5	14,448	2,962	0.4	4,280	Apr.
5	3,236	0.4	2,497	5,104	5.8	14,479	3,125	▲0.7	4,279	May
6	3,257	▲2.4	2,503	5,064	5.6	14,526	2,698	▲0.8	4,279	Jun.
7	4,595	9.4	2,510	5,355	6.1	14,568	2,910	▲0.9	4,282	Jul.
8	3,567	5.4	2,506	5,174	5.7	14,621	2,775	▲0.2	4,281	Aug.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



















長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51		2015		
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016		
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	F.Y.	2014		
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015		
53,907	116	81,370	165	56,671	115	58,345	122	73,730	182	22,556	57		2016		
13,439	113	20,199	155	14,221	108	14,451	118	18,378	179	6,054	54	Q2	2016		
13,809	113	21,062	160	14,464	109	14,968	120	18,972	182	5,565	53	Q3			
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4			
12,888	116	19,424	165	13,742	115	13,956	122	17,699	182	5,312	57	Q1	2017		
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2			
4,455	113	6,760	155	4,695	108	4,760	118	6,106	179	2,066	54	Jun.	2016		
4,799	113	7,236	157	4,985	109	5,142	118	6,468	179	1,811	53	Jul.			
4,736	113	7,163	157	4,962	109	5,097	117	6,456	179	1,902	53	Aug.			
4,274	113	6,663	160	4,517	109	4,729	120	6,048	182	1,852	53	Sep.			
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.			
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.			
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.			
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017		
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.			
4,419	116	6,750	165	4,782	115	4,790	122	6,080	182	1,793	57	Mar.			
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.			
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May			
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.			
4,984	116	7,430	171	5,200	118	5,245	119	6,838	186	2,194	59	Jul.			
4,910	116	7,308	171	5,194	118	5,245	120	6,799	186	2,239	60	Aug.			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5		2015		
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014		
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015		
7.9	4.5	7.7	4.4	6.9	7.5	4.5	2.5	6.5	1.7	4.9	7.5		2016		
11.9	6.6	8.9	2.6	10.7	5.9	6.2	▲3.3	8.3	1.1	17.7	3.8	Q2	2016		
8.8	4.6	10.8	6.0	7.6	4.8	4.9	▲0.8	7.7	3.4	4.8	8.2	Q3			
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4			
4.9	4.5	3.9	4.4	5.0	7.5	2.0	2.5	4.0	1.7	▲6.0	7.5	Q1	2017		
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2			
6.7	6.6	7.0	2.6	7.5	5.9	3.1	▲3.3	6.0	1.1	8.1	3.8	Jun.	2016		
11.8	6.6	12.4	3.3	9.1	4.8	7.1	▲3.3	8.0	1.1	▲0.7	1.9	Jul.			
10.1	5.6	9.9	3.3	6.1	5.8	2.7	▲4.1	7.8	1.7	7.1	10.4	Aug.			
4.4	4.6	10.2	6.0	7.4	4.8	5.0	▲0.8	7.1	3.4	8.3	8.2	Sep.			
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.			
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.			
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.			
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017		
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.			
2.0	4.5	3.7	4.4	4.5	7.5	1.0	2.5	3.6	1.7	▲7.4	7.5	Mar.			
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.			
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May			
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.			
3.9	2.7	2.7	8.9	4.3	8.3	2.0	0.8	5.7	3.9	21.1	11.3	Jul.			
3.7	2.7	2.0	8.9	4.7	8.3	2.9	2.6	5.3	3.9	17.7	13.2	Aug.			

## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 28 年 6 月	740,175	32,516	118,191	49,443	33,297	194,964	73,197	98,464	120,974	19,129	Q2 2016	Value ( million yen )	Commodity stocks		
		9	738,426	32,326	119,251	49,264	33,565	195,129	70,849	98,011	120,386	19,645	Q3				
		12	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4				
		平成 29 年 3 月	821,439	34,153	128,378	53,933	36,970	231,031	78,420	109,595	126,878	22,081	Q1 2017				
		6	840,199	36,340	134,901	55,025	36,201	227,692	80,379	114,874	133,887	20,900	Q2				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 6 月	9.5	2.2	2.2	6.7	11.2	▲2.9	9.7	17.9	42.4	18.2	Q2 2016			Percentage change from the previous year (%)	
		9	7.7	1.8	4.7	6.1	5.8	8.0	4.4	12.8	11.2	9.5	Q3				
		12	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4				
		平成 29 年 3 月	12.6	2.4	10.1	7.4	14.2	18.9	10.9	15.3	8.0	14.6	Q1 2017				
		6	13.5	11.8	14.1	11.3	8.7	16.8	9.8	16.7	10.7	9.3	Q2				
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 28 年 6 月	154.3	106.4	175.5	152.3	197.5	270.8	151.4	130.8	96.3	172.9	Q2 2016	Inventory ratio (%)	Inventory ratio		
		9	161.5	110.3	185.3	163.3	211.8	288.1	158.3	135.6	98.7	182.0	Q3				
		12	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4				
		平成 29 年 3 月	169.3	105.5	177.4	155.3	219.5	319.2	168.8	155.4	98.6	202.1	Q1 2017				
		6	165.9	112.6	190.9	162.8	202.2	293.2	164.6	146.7	98.6	187.4	Q2				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 6 月	3.6	2.0	▲0.6	6.2	10.9	▲6.7	3.1	9.8	28.7	12.3	Q2 2016			Percentage change from the previous year (%)	
		9	2.3	1.9	4.3	7.6	5.5	3.0	1.0	4.5	▲0.2	0.9	Q3				
		12	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4				
		平成 29 年 3 月	10.1	14.1	9.7	8.4	8.9	14.3	8.1	12.0	1.5	12.5	Q1 2017				
		6	7.5	5.8	8.8	6.9	2.4	8.3	8.7	12.2	2.4	8.4	Q2				

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



事 務 連 絡  
平成29年11月8日

経済団体・業界団体 担当者 殿

文部科学省 高等教育局 専門教育課  
厚生労働省 人材開発統括官付  
若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室

「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた  
「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点の送付について

平素より、インターンシップの推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

インターンシップのより一層の推進を図るため、平成9年9月に、当時の文部省、通商産業省、労働省において、インターンシップに関する共通した基本的認識や推進方策を取りまとめた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を作成し、以降、政府、大学等、産業界が協働し、インターンシップの普及・推進を図ってきたところです。

今般、インターンシップを取り巻く状況の変化等を踏まえ、別紙のとおり、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点をまとめました。

本留意点を踏まえ、より教育効果の高いインターンシップの推進・普及に御協力くださいますようお願いいたします。

文部科学省 高等教育局  
専門教育課インターンシップ推進係  
電 話：03-6734-3345  
メール：senmon@mext. go. jp

厚生労働省 人材開発統括官付  
若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
若年者就職援助係  
電 話：03-3597-0331  
メール：jyakunen@mhlw. go. jp

経済産業省 経済産業政策局  
産業人材政策室  
電 話：03-3501-2259  
メール：honshou-jinzai@meti. go. jp

「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた  
「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について  
～より教育効果の高いインターンシップの推進に向けて～

平成29年10月25日  
文 部 科 学 省  
厚 生 労 働 省  
経 済 産 業 省

インターンシップのより一層の推進を図るため、平成9年9月に、当時の文部省、通商産業省、労働省において、インターンシップに関する共通した基本的認識や推進方策を取りまとめた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）を作成し、以降、政府、大学等、産業界が協働し、インターンシップの普及・推進を図ってきたところです。

その後、徐々に拡大してきたインターンシップですが、単位認定を行うインターンシップへの学生の参加率はいまだ低い状況です。また、大学等のインターンシップへの関与が弱い場合も見受けられ、たとえば事前・事後学習が実施されず十分な教育効果が発揮できていないなど、インターンシップの量的拡大・質的充実が課題となっており、政府としてもその対応に取り組んできたところです。

こうした状況を踏まえ、これまで同様「基本的考え方」に則りつつ、より教育効果の高いインターンシップの実施に当たっては、以下の事項についても、ご留意くださいますようお願いいたします。

1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない

インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。

一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。

インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようご留意ください。

また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようよろしく願いいたします。

## 2. より教育効果の高いインターンシップの推進を図る

前述のとおり、インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要であるとともに、大学等の教育の一環として位置付けられるものであることから、学生のインターンシップへの参加状況の把握や学修へのつながり・気づきの確認、事前・事後教育の機会の提供など大学等が積極的に関与することが重要です。

また、インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。

地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うものであれば、可能な限り連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。

以上の点をご理解いただき、より教育効果の高いインターンシップの推進・普及に御協力くださいますようお願いいたします。

## 協会ホームページについて

- 「ながら筋トレ体操」のご案内を掲載しました！！YouTubeにもアップしましたのでぜひご覧ください。
- 「第6回健康(セルメ)川柳コンクール募集開始」を掲載しました
- 「第13回セルフメディケーションアワード作品募集開始！！」を掲載しました

## 事務局だより

- ・第48回衆議院議員選挙は与党の圧勝で終わりました。推薦をしましたヘルスケア議員懇話会の候補者並びに公明党の候補者もほぼ当選されました。内閣も選挙前の陣容で継続するとなり、ヘルスケア議員懇話会の議員6名が重責を担います。ヘルスケア、ドラッグストア、健康寿命延伸、セルフメディケーション推進への理解者を一人でも多くして、医療制度問題に取り組んでまいりたいと思います。
- ・縁あって、11月3日の文化の日に横浜市都筑区民まつりと同日開催で、JACDS主催「つづき健康フェスタ」を開催しました。これは、地方行政との取り組み方を模索する中でのモデルケースとして行ったものです。都筑区民まつりは、第23回目で、天気もよく、この日は25万人以上の区民で賑わったそうです。「つづき健康フェスタ」としては都筑公会堂で、セミナー、そしてヘルスチェックなどを行ないました。当日は延べで約1000人の区民が来場されました。自分の健康を考えていただくいい機会になったと思います。
- ・調剤における不正行為がまた明るみにされました。処方箋付替え問題で、二度あることは三度あるといったことになってしまいました。大手調剤専門チェーンです。団体の調査では、これ以上ないといったあとからのことであり、不信感は拭いようがなく、業界全体が疑われるはめに陥っています。10月号あるいは事務連絡で報告したとおり、JACDS会員企業の薬局約7800のうち、2600しか報告がなく、これでは胸を張って、不正はもうありませんと宣言できないばかりか、世間の理解が得られません。今後の調査に対し、ご協力のほど、よろしくお願いします。
- ・「次世代ドラッグストアビジョン」のチェックシートをお配りして、そろそろ各社でチェーンドラッグストア区を進めていただいている頃かと思います。「街の健康ハブステーション構想」は、地方行政・薬務課からエールを贈られる内容です。ぜひ、多くの会員企業様にチェックしていただき、「健康サポートドラッグ」を目指していただきたいと思います。

発行日	平成 29 年 11 月 17 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>